

令和3年度 第2回多治見市文化財審議会議事録

開催日時 令和4年1月6日(木) 午後1時25分より

開催場所 多治見市役所 本庁舎 2階大会議室

出席委員 小木曾郁夫 平林史孝 深谷滋浩 水野卓夫 長谷川幸生 立花昭 福島金治

欠席委員 藤澤良祐 加藤桂子 黒田正直

事務局出席者 多治見市教育委員会 教育長 渡辺哲郎

文化財保護センター 所長 河地孝彦

〃 副所長 加藤昌平

〃 主査 矢部由美子

〃 会計年度任用職員(学芸員) 岩井美和

〃 会計年度任用職員(学芸員) 篠昌志

(進行内容)

1、開会のことば

2、教育長あいさつ

3、会長あいさつ

4、議事録署名者の決定

5、議事

(1) 長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」確認

(2) 審議・報告事項

ア 審議事項

①長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」の文化財指定について(諮問)

②多度神社本殿の文化財指定について(諮問)

③市無形文化財の窯について【非公開】

イ 報告事項

①永保寺トイレ改修工事について

②窯跡の種別について【非公開】

(3) 報告事項 資料配布のみ

ア 指定文化財について

①北小木のホタル調査について

②カワニナ調査について

③サクライソウ調査について

④喜多町西遺跡公園内竪穴住居の小修理について

⑤永保寺のマツ枯れについて

⑥永保寺佳山水の階段修理について

イ 埋蔵文化財について

- ①試掘状況、発掘状況、整理作業の状況

ウ 普及啓発について

- ①次回の企画展について
- ②学校との連携について
- ③他施設との連携について
- ④寄贈資料について
- ⑤令和4年度発行「研究紀要第16号」について

6 その他

次回開催の日程について

2、教育長あいさつ

教育長：教育委員会には今年、多くの事業がある。学校関係でいえば笠原の小中一貫校が令和8年に開校するというので今年から設計段階に入っていく。また、第3次教育基本計画の策定、ギガスクール構想の推進などがある。文化財の振興という面では、学校における文化財の展示を始めていく。そして審議会では要望があった学芸員の正規職員の採用も来年度実現する。今日は長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」を見るためにこの会議室を会場としている。この奉加帳と多度神社の文化財指定についてという大きな議題があるが、活発なご意見をお願いしたい。

3、会長あいさつ

会長：以前審議会では要望をだした学芸員の正規職員採用が実現できてありがたく思っている。もう一つ要望していた博物館構想の話はまだ先のことになると思うが、多治見市の将来を見通す中でそういうものがいいという考えをもってもらい、多治見市の長期の計画が立ってもらえればありがたい。多治見の文化をいつでも見られるような場所があると良いと思っている。また引き続きこの件についても努力してもらえるとありがたい。昨年、世界自然遺産に登録された奄美大島に行ったとき、人の暮らしと文化財指定の関りについて考えさせられた。特に島の人たちは観光客に対し非常に親切に接してくれ、文化財指定と保護を人々とどうつなげていくかが大事であると改めて感じた。指定するだけでなく、持ち主を含めた地域の人たちに大事なものであるという思いや親しみを持ってもらえるような指定をしていかななくてはならないと感じる。今日も指定に関わる大事な問題がある。

4、議事録署名者の決定

(議事録の署名者は、事務局から平林委員と立花委員を指名、承認。)

5、議事

(1) 長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」確認

事務局：議事の進行は会長をお願いします。

会長：初めに長福寺文書の原本の確認を行う。

(会場内で原本確認)

会長：事務局に説明をお願いします。

事務局：この古文書は一昨年行われた長福寺の文書調査のなかで愛知学院大学教授（日本中世史）が発見したもので、長さは 6m50 cm くらいある。前の方が破れており、水損が原因とみられる。全体で紙が 22 枚接いであり、接いでいる箇所は文字のところが重なっていたりしている。入れ違いになっている可能性があり、元々の書いた順番ではないようである。裏打ちがしてあり、一番後ろのところをみると軸があってそれに巻いてあるような状態になっている。間も抜けている可能性があり、本来なら何月何日などあったかもしれないため、前中後欠という状態になっている。古文書全体を見ると「一〇〇」という形になっており、寄付した人物の名前が書いてある。取りまとめた人と、金額、誰がいくら寄付したかというのが書いてある。年代が後ろの方にあり、「縣五郎入道」が「取次」いだのが正安 3 年(1301) 正月 3 日とあるのでその頃書かれたものだろうと考えている。例えば妻木、笠原、細野、尾里、長瀬、池田などこの辺りの地域や、名古屋の方の住所がみえる。可児の方から瑞浪の方まで、それから春日井の辺りまでを含む範囲の人々からお金を集めたものである。この年代は多治見の古文書の中では一番古いものである。

奉加帳の中には「若尾」という名前や、長福寺を最初に建てた頼氏の名前、永保寺文書に出てくる頼衡の名前もみえ、1300 年頃の高治見の歴史を解明するうえでも非常に重要な資料である。また、「牛女」などの女性の名前も見え、福島委員によると家族構成が分かる資料である。また、土岐氏に関連して頼貞のことで考えられる「土岐殿」という表記も見える。「明智」も出てきており、今後研究が進められていくものと思われる。

委員：物部や秦など、古代の豪族の名前があるがどう考えればよいか。

委員：物部や秦は姓(カバネ)であり、出身の家のことである。今は夫婦別姓が話題になっているが、日本の中世では当たり前のもので、夫婦同姓になるのは近世以降のことである。中世では死ぬまで実家の姓を名乗る。「秦氏女」は「物部助行」の妻、又は嫁いできた人の関係者と思われる。

委員：「若尾氏女」に関心がある。根本の若尾氏と関係があるか。

委員：これは「若尾」の「氏女」であり、実家の姓が「若尾」であり婚家に入ってきている人だと思う。「秦氏女」と同じである。娘が「千万御」で、「若尾氏女」が頼氏の妻であると考えられる。父親の姓を一生名乗るので、夫婦別姓なのである。

委員：この若尾氏がどこの住人なのかは分からないか。

委員：そこまでは分からない。

事務局：「池田」のところの「頼衡」についてはどうか。

委員：「源頼衡」であるので土岐源氏であるが、通称は在地名の「池田」である。「長瀬殿」と同じである。

多治見氏一族は正中の変でやられてしまうが、その 20 年前の奉加帳に名が出てきている。

委員：それ以前に多治見氏は土着していたということでしょうか。

委員：そうであると思う。

委員：土岐川南の地域は多治見氏一族の勢力下で、土岐川北の地域は長瀬氏一族の勢力下であったと考えられる。

委員：当時、それぞれの地域で年貢や税金を取り上げる領主がいた。奉加帳には春日井や細野など多くの地域が存在するが、それぞれの領主はどのように連絡して寄付金を集めていたのか。

委員：「明智」という人物が出てきて 467 人 479 文分が明智の取りまとめ分である。荘官などの役職を持つ人であると思う。こういうのは年貢ではなく、誰が取りまとめたかという信仰の問題である。

事務局：取りまとめをした人物は、奉加帳にみえる地域の人であると考えてよいか。

委員：そうであると思う。

委員：代表者に寄付の取りまとめを依頼しているということは、信仰の問題として長福寺がそれだけの信頼や尊敬を受けていたということか。

委員：そういうことである。「町屋」というところは池田の辺りで、570 文 555 人である。「明智」という地域の広さと比べると小さい地域の中にこれだけの人間がいるのは相当なものである。

委員：ここは「池田五山」という古代の寺院があつて、最初は華嚴宗で後に真言宗になった。現在も本尊だけ永泉寺にあり、宗教的には盛んな地域である。

委員：「桜堂」（瑞浪市）なども書かれている。この桜堂薬師にみるように天台宗の寺院が多くあつたが、この後に永保寺などの禅宗が入ってくる。奉加帳は禅宗が入ってくる少し前の段階である。「聖」という身分の人たちも書かれており、身分による区別がない。

会長：欠けている前半部分は本来何が書いてある箇所なのか。

委員：一番前にはタイトルがあると考えられる。一番後ろかもしれないが寄付を募った趣旨を書いた文章が少しついていて、あとは名前の羅列であると考えられる。

委員：「長福寺」と言わず、「某寺」とした理由は何か。

委員：長福寺という名が奉加帳にないからである。当時長福寺という寺があつたかどうかかわからないが、長福寺の前身の寺はあつた。それが恐らく天台宗の寺で、それがあつた時期に現在の真言宗の寺になっている。文書が濡れているのは、昔水害にあつた時のものかもしれない。仏像はその時に破損して、仏像の中にあつた文書だけが取り出された可能性がある。

平惟重という人物が見えるが、「平」姓で「重」という字がついているためおそらく渋谷一族である。渋谷一族は北条氏の被官で、ちょうどここが北条氏の得宗領であつた可能性が高い。「長谷部」も能登の方にもいるが幕府の祐筆をやっていた人物がいる一族である。これらの北条氏と昵懇^{じっこん}であつた一族が、地域を管理するために下向^{げこう}していた可能性が考えられる。「比丘尼西阿弥陀仏」と見える。この人物は尼で浄土信仰が窺える。「曾木」のところでは「妙行」の誰々という形になっており、家族関係が分かる。

大体一文が百円前後であるので、立派な名前の人でも 3300 円ということになる。皆が平等に出し合うというのが元々の方針であつたと考えられる。それ故に末端の人まで名前が出てくる。奉加帳の時代は末法思想の時代で、世の中が苦しい時代であつたからこういうことを考えたのだろう。実際は頼氏等の人物がこれ以外にかなりのお金をだしている可能性はある。

委員：お金以外に絹や綿などを寄付していたりしないか。

委員：そういうものもある。

（2）審議・報告事項

ア 審議事項

①長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」の文化財指定について（諮問）

会長：長福寺文書「美濃国池田御厨某寺奉加帳」の文化財指定について教育委員会から諮問があり、今日

委員の賛同を得て文化財として答申したいと考えている。まず説明をお願いしたい。

事務局：先ほど説明した通りである。

会長：答申案を確認していただき、文化財指定について何か意見や質問があればご発言いただきたい。指定した後の保管はどうなるのか。

事務局：そのまま長福寺に保管していただき、状態が悪いため今後修復ができればよいと考えている。

会長：このような古文書は持ち主が保管するものなのか。

事務局：永保寺文書は永保寺にあり、西浦家文書は市内公共施設の保管庫にある。永保寺は永保寺内により倉庫があつてそこに入れてもらっているので、長福寺も保存環境を相談しながら気を付けて保管してもらえればと考えている。

委員：奉加帳の資料的価値については十分理解しているが、指定というのは同時に保存をいかにしていくかということである。寺で保存するということで、長年保存しているといろいろと問題が出てくると思うが、その点今後十分に話し合つて後世に残せるようにしていかななくてはならない。

会長：その点を考えながら、文化財に指定されるよう答申するということで異議はないか。

（異議なし）

会長：答申案に目を通してもらい、問題がなければそのままの形で出そうと思うがどうか。

委員：今後この奉加帳の研究が進み、明らかにされることが色々出てくる可能性が十分ある。ぜひ専門の人々に研究してもらい、多治見の歴史の空白の部分が埋まっていくとよいと思う。

会長：内容的にも非常に貴重であり、多治見の中で一番古い文書でもあるということで答申してもよいのか。

（一同賛同）

会長：賛同いただいたということで答申案をまとめていただき、教育委員会へ出していきたい。

②多度神社本殿の文化財指定について（諮問）

会長：まず説明をお願いしたい。

事務局：前回の審議会から引き続き審議していただくが、前回の審議会ではまず、指定範囲から防風壁、渡殿、拝殿、囲い堀、石造物を外すことを決めた。指定範囲に含めるものは、石垣の土台、木樋 3 本（寛政 3 年のもの一本、天保 12 年のもの二本）、狛犬一体ということであった。そこまで決まっている。今日検討していただく内容として、まず前回の審議会では狛犬一体を附指定でいれたらどうかということであったが、再度検討をお願いしたい。狛犬に刻んである年号が天保 12 年であるが、8 月になっている。多度神社の本殿が完成したのは 3 月である。3 月に完成した後の 8 月に奉納されている狛犬である。狛犬には「市之倉 加藤三ツ助」と書いてあり、市之倉の人が奉納しているが、多度神社は脇郷（平和町）と下之洞郷（京町）が管理している。別の地域である市之倉から奉納されているということで、狛犬を本殿の附指定に入れるかどうかをもう一度検討していただきたい。もう一つ、前回の審議会では棟札について、棟札だけを別個で有形文化財に指定してはどうかという話が出たが、それについても検討していただきたい。他市町村の例をみると、「大淀三千風遺墨並びに関係資料」という形で「並びに」をつけている例や「及び」をつけている例もあるがほとんどなく、大体は建物に対して附指定で棟札や資料がついている。「及び」と書いてあっても「附」の意味である場合もある。市の指定であるから「附」を市の考え方でつけてもよいと考えている。棟札が全部大事であるならば、「附」で棟札全

てをいれてもいいのではないかと考えている。その辺りの意見を伺いたい。また、もし棟札を一括で「附」又は別個にした場合、前回資料の棟札一覧で一番後ろにある「43 番」が拝殿の外側に付けてあるので、昭和 52 年の本殿の屋根葺き替えをした時の寄付者の名が書いてあるものであるが、それも含めるかどうか。また、棟札ではない木札、33 番（神名のみ記載）などを含めるかどうかを検討していただきたい。廿原神明神社では、神名など棟札ではない木札も指定に入れている。

会長：指定する方向でいいが、その中身に関して 3 点検討事項が出た。狛犬については市之倉というのは産地ではないかと思う。市之倉でつくったものを地元の人が奉納したとも考えられる。3 月と 8 月の違いは何か困ることがあるのか。

事務局：そこをどう捉えるのかが不明である。3 月であれば本殿完成と同時に奉納という形で不自然な点はないが。文化財審議会委員によると本殿が新しくなり、そこに参拝にきた時に狛犬が無いということになって後から奉納したパターンもあるとのことだ。そう考えると附に入れてもよいと思っている。その辺りの再検討をしていただきたい。

会長：狛犬について意見はあるか。附に入れることについて市之倉の作でも問題がないと思う。

委員：前に滝呂の狛犬を指定したが、その時は狛犬そのものに歴史的価値があるということで指定した。

今回の狛犬はそういう形ではなくて、本殿を建てたのと同時ということで指定するわけか。

事務局：滝呂の狛犬は磁器の狛犬は珍しいということで指定した。今回の狛犬は陶製であり、多治見にはよくある。それ故建物に付随して指定するかどうか、ということである。

委員：廿原神明神社の時はどうであったか。

事務局：廿原神明神社は狛犬がなかった。棟札はあったため附指定になっている。

委員：狛犬も文化財として大事に残していかななくてはいけない。

委員：多治見の中で陶製の狛犬は結構あるということで、希少価値はどう考えるか。

会長：滝呂の狛犬は古かったのか。

事務局：滝呂のものは磁器製で、天保 14 年（1843）と弘化 4 年（1847）である。

委員：根本にあったもので今愛知県内の美術館にいつているものがあるが、それはこれよりも古いのか、新しいのか。

事務局：不明である。今議論していただきたいのは、この狛犬を個別に指定するかではなく、本殿の指定に附属していいかどうかである。古いかどうかというより、本殿の指定に附けてよいかどうかである。

委員：永泉寺惣門の時に袖塀と一緒に指定するかどうかという話があったが、それと同じでよいのか。

事務局：同じでよい。永泉寺惣門は棟札で年代が分かるということで棟札も一緒に附指定している。

委員：数か月のズレがあるにせよ、本殿と関わりがあることには違いがない。古いものではないとはいえ、状態も非常によく、個別の指定ではないということも含めて、附指定してもよいと思う。

会長：他の委員の方々はどうか、附指定に入れるということでよいのか。

（一同同意）

会長：狛犬については附指定するということでお願いします。

会長：次に棟札について、本殿と別に指定する必要はないと思うので附でよいと思う。43 番の寄付者の札をどうするかであるが、今の事務局の意向としてはどうであるのか。外したほうがよいと思うか。今の案だと 43 番を含めて全部入っているのか。

事務局：申請書の段階では 29 番までしか入れていない。その後の調査で 30 番以降がでてきて、今回審

議するにあたって追加した。棟札一覧表の色がついてあるところが本殿に関する記述があるもので、それ以外は別の建物や別のものに関する棟札や札である。それらを全部含めて一括で附にしてよいか、個別で指定するのか。個別にするのかどうかということで、「市内棟札一覧」という資料を作った。市内のすべての棟札を調べ切ったわけではないが、現在調べられているところのものをまとめた。棟札だけを指定しようとする、多度神社の棟札がどういう位置づけなのかということになる。一番古いものとなると、写しであって本物ではないが東栄町の白山神社（1300 年代）のものがある。本物で一番古いのは本土神社のもので 1330 年のものが残っている。枚数からみると多度神社も多いが、京町薬師堂、池田の浅間神社、本土神社も多く残っている。これを見ると、多度神社の棟札が多治見市にとって突出した何かがあるかといわれるとそうではない。一番古くもないし枚数も突出して多いわけではない。その辺りを考慮に入ると個別でというよりは附でよいのではないかと考えている。その辺りの意見を伺いたい。

会長：棟札だけを個別に指定するとなるともっと古いものが市内にはあり、今まで附でやってきていることも考えると個別にすると問題があるのではないかとということだ。附ということでよろしいか。

（一同同意）

その中で 43 番を入れるかどうかの問題がある。外に貼ってあるものか。

事務局：外に貼ってあるものである。

会長：そういうのも棟札というのか。

事務局：棟札とは言わないと思うが、これは昭和 52 年に本殿の屋根を葺き替えた時の寄付者の名前ということで、一応本殿と関りがある。

会長：このようなものもこれまで一緒に指定していたか。

事務局：このような札は今までなかった。神の名だけが書いてあるようなものは甘原神明神社では附指定していると思う。多度神社では 30 番、33 番、40 番が該当する。これも棟札ではない。

会長：指定に入る棟札は資料上で色のついているものになるわけか。

事務局：その辺りも審議していただきたい。前回の審議会では色のついているものだけではなくそれ以外も大事であるということになり、一括で指定してはどうかという話になった。例えば拝殿や石階段も本殿ではないにせよ多度神社に関係するものであるから一括で指定すると。そうすると個別の指定になるのではないかとという話になり、どうするのかということだ。附で全部一括指定するのか、選ぶのか。

会長：所在はどうなっているのか。多度神社に全てあるのか。

事務局：多度神社の境内の中に全てある。

会長：多度神社の本殿の指定の附に八幡神社の棟札まで入るのか入らないのか。入れてしまってもよいのか。

事務局：その辺りをどうするかである。前回は指定しないと失われていってしまうので、一緒にまとめて指定したほうがよいのではないかと意見が出た。八幡神社も神明神社も多度神社の境内の中にあるので、関係するといえるが、本殿と直接関係はない。

委員：地元の感覚からいうと、摂社も全部含めて多度神社であると思う。棟札もあるが、指定して 10 年、20 年経ったら一番新しい棟札でも古いものになる。地元は全部含めた指定を想定しているため、一番新しい 43 番も込みで大事に守ってもらおうとしたほうがよいと思う。分けるとなると学術的にも難しい。分けられると地元的にもあまり意味がない。一括指定にしたほうがよいと思う。

委員：寄付行為の札を考えると、新しい神社でも石造で寄付者を記載する例がどんどん出てくる。そういう時にどう判断するか。時代が変わってくると木の寄付者の札が石造になったりしていろんな形で表に出てくるようになる。そういうのも指定していくのか、どう考えていくのか。

会長：43番が苦になる。本殿の外に貼ってあるわけだが、それが指定されるとどうなるのか。取り外せなくなるのか。

事務局：取り外せる。現在、43番の日が当たっている面はほとんど文字が見えない。

会長：寄付者の札まで文化財に含めるのはイメージにあわない。それ以外のものは外に置いてないのか。

事務局：42番は外にあり、防風壁の柱についていた。今は外して別の場所で保存するように多度神社に頼んである。41番は拝殿の内側に貼ってあり、拝殿は壁がないため吹き曝しになっているが、日光は当たっていない。

委員：43番（昭和52年）と同年の再建棟札がある。こちらに再建した人の名前があれば同じ年であるし敢えて含める必要はないのではと思う。地域のどういう人たちが神社の再建に関わっていったのか。それを知ろうと思ったら寄付者の名前は資料のひとつになってくる。43番も指定に含めてもよいと思う。

会長：41番で昭和52年の葺き替えについての棟札はある。

委員：どういう人たちが関わったのか。その一覧は41番にはない。

委員：寄付者の名前が100年前の、明治の初期や江戸時代の年号だったらどうなるのか。

事務局：大事な資料である。

委員：判断に困る。

事務局：41番の方は代表者の名前が載っている。11区区長、9区区長、氏子総代という形で載っている。

41番と28番は全く同じことが書いてある。41番は拝殿内に貼ってあり、28番は単独である。

委員：寄付者名簿は今まで指定してきたところでも木ではないものがあるかもしれない。

委員：根本の諏訪神社にも奉納者の名簿が明治のものと昭和のものが残っており、そこから貴重なことが分かった。根本の境内に俳句が刻んであり、その作者は「一緒（いっちょ）」というがどういう人が不明であった。しかし、境内の自然石に俳句を刻むような人は相当な人物であろうと考えていた。それが、倉庫で見つけた奉納簿の中に「一緒」の名前を見つけた。奉納簿などから色々なことが分かってくる。

43番はこのままだと風化してしまう。

会長：大分読めない箇所がある。43番を入れるかどうか。一括附とすると寄付者の札は入れなくても問題はないか。入れなくてもいいと思うが。

委員：指定しないからといって燃やされてしまう場合もある。重要な資料であるから失われないように守ってくださいと助言する必要はある。

委員：今掛かっている札がいっぱいになると、外すか別の場所に貼るかという形にならないか。

事務局：もし次の修理があった時には木には書かないかもしれない。そもそも木でやるのは珍しく、大体紙に書くか石に刻むか。

委員：奉加帳みたいな資料はないのか。

事務局：多度神社には文書類が残っていない。

委員：管理は誰がやっているのか。

事務局：管理は平和町と京町でやっている。

会長：42番までを一括指定とし、43番は大事だが芳名録であって棟札とは違うため指定はしないが、資

料としては貴重なものなので大切にしてもらえようをお願いするということでどうか。

(一同同意)

続いて、答申案を見ていただきたい。

事務局：答申案の中の棟札の員数は 42 枚とする。

会長：ここでは海老虹梁の話が中心となっている。あとは棟札の枚数を入れてもらうということによいか。

事務局：多度神社の指定理由についての文章は書いてある通りでよいか。脇郷と下之洞郷で古くから守ってきたもので地域の歴史的・文化財的価値が高いということ。また、野村専右衛門が大工の棟梁であり、野村作十郎との関係がはっきりわからないが、作十郎よりも上の世代であること、また池田町屋村出身でもあることから、大工の歴史を知るうえで貴重な資料であるため指定に値するという書き方をしたがこれで大丈夫か。

会長：専右衛門が棟梁で、作十郎も関わっている。あとは海老虹梁の彫り物の見事さとかそういうことも含まれると思う。文章的にこれでよいか。

事務局：理由に彫刻が芸術的に素晴らしいといった文言を入れたほうが良いか。

会長：その辺りを少し入れたほうがよい。

事務局：その辺りの文言を少し入れてみる。

会長：それで答申案を了解ということによいか。

(一同了解)

③市無形文化財の窯について【非公開】

イ 報告事項

①永保寺トイレ改修工事について

事務局：前回の審議会でもお知らせしたが、庭園内にある公衆トイレをバリアフリー化するという事で改修する。トイレの中であるが、和式トイレを洋式化し、手すりやベビーチェアを設置する。もう一つスロープの改修工事があり、スロープが一つだけあったが、角度が急すぎるということで、車いすで永保寺に来るお客さんから苦情があったようである。それを多治見市の福祉基準に基づいた勾配に変えるということで緩やかにすることになるが、そうするとスロープが 2 倍以上長くなる。スロープ工事の中で、モミジを一本伐採した。角にあるモミジであるが、根元から二股に幹が生えているものであったため、そのうちの一本だけ切った。今後スロープを設置するために、埋蔵文化財とイチョウの根に気を付けて掘削を行っていく。この工事は 3 月の末頃までには終わる予定である。工事前のトイレは複合トイレ（身障者用トイレ）が女子トイレの奥にあったが、男子トイレの奥に移動させる。男子トイレの奥に手洗い場があり、ベビーシートもあり、洋式トイレもある、というようになっている。こういった工事が 12 月から 3 月まで続く。

会長：今のスロープのままでは勾配が急すぎて車いすの人が登れないそうである。それを緩やかな、規定通りのスロープにするためには長くしなくてはならないということだ。また、洋式トイレに変えるということである。何か質問はあるか。

(質問なし)

②窯跡の種別について【非公開】

会長：口頭での審議・報告事項は以上である。あとは資料配布をもって代えさせていただくが何か補足事項はあるか。

事務局：指定文化財についての「⑥永保寺佳山水の階段修理について」の資料が1枚しかないが、これに写真と図面と地図をつける予定であった。後日郵送するので追加していただきたい。

会長：永保寺からの参道の階段を修理するということである。資料が届いたら確認してほしい。

委員：永保寺のマツを2本切ったとのことだがどういう風になっているのか。

事務局：資料(3)ア⑤を見ていただきたい。赤丸が松くい虫によってマツ枯れをしていた箇所である。松くい虫が成長して飛び立つと、マツがどんどん枯れていってしまう。そのため松くい虫が成長する前にマツを伐採しなくてはならず、緊急で2本伐採した。二重丸の箇所は松くい虫の被害の可能性がある箇所である。樹木医に見てもらい、しばらく様子をみてダメそうなら切ることになっている。今様子を見ているがどうもダメそうで、今年中には切ることになりそうである。夏になると松くい虫が飛び立つてしまうので、それまでに切ると思う。資料の写真を見ていただくとわかるが、マツに穴が開いており、その中から音が聞こえる。他のマツには予防薬を打つ予定である。マツを切るにあたって県に届け出を出さなくてはいけないか確認をしたところ、松くい虫によるマツ枯れは緊急事態であるため出さなくてもよいとのことであった。

会長：枯れると枝が落ちたりするのが本当にはやい。ここは観光地であるから早めに処理しないと心配だということは確かである。

事務局：松くい虫が育って外に出てしまうと、ほかのマツが次々に枯れていってしまうため、虫が成長しないうちに切って焼却処分しなくてはならない。

会長：早い処置がよいと思う。報告事項はほかにもいくつかあるのでまた目を通していただきたい。

委員：最近の発掘状況について聞きたい。

事務局：資料(3)イ①にまとめてある。まず不動産業者などからの埋文の問い合わせ件数であるが、令和3年の11月末現在で395件。今現在は増えて430件くらいである。試掘調査の件数は令和3年11月末現在で13件、今現在は少し増えて16件くらいになっている。整理作業、報告書作成について、大畑赤松3号・4号古窯跡の報告書は令和3年7月23日に発行している。大針6号・8号及び9号古窯跡については令和5年7月末に刊行予定である。大沢10号古窯跡、大沢11号古窯跡、大沢14号古窯跡及び北小木大谷洞25号古窯跡についても、多治見市文化振興事業団と多治見市教育委員会、事業者との間の三者協定を締結済みである。現在着手しており、終了し次第発行予定である。本発掘調査についても現在大沢町の古窯跡を発掘しており、今年度中に終わる予定である。また、北小木の方で今年度2件古窯跡が見つかった。そのうちの1つの発掘は既に終わっており、もう1つは2月から開始する予定である。さらに12月に1件大針町の古窯跡の発掘を終わらせた。それについては今後報告書の準備作業や出土遺物の整理作業に順番に入っていく予定である。今年度は試掘や新規の窯の発見、それから問い合わせの件数も多くあり、昨年度に比べると件数が増えている。

6、その他

次回開催の日程について

(時期が来たら日程を調整する)

事務局：本会の開催案内で議題案としていた「根本城関連遺跡の指定に向けた取り組み」については、現在所有者と調整中であり、本日の議題からは取り下げている。事務局からは以上である。

会長：審議会は以上であるが何か意見などはあるか。

(意見なし)

会長：本日の審議회를終了する。

午後 3 時 45 分 閉会